

## 第 22 回総会シンポジウム

「他者との関係—ドイツの場合」

司会

2006 年 6 月 10 日（土）  
立命館大学衣笠キャンパス

高橋秀寿（立命館大学）  
本沢巳代子（筑波大学）

アーレントと他者、アーレントの他者

細見和之（大阪府立大学）

戦後ドイツの中のユダヤ人—他者性の肯定

武井彩佳（早稲田大学）

ドイツと西南アフリカ/ナミビア—植民地をめぐる「過去の克服」

永原陽子（東京外国语大学）

ヨーロッパのアイデンティティをめぐって（コメント）

徳永恂（大阪大学名誉教授）

戦後ドイツにおける基本権保障の意義と展開—「他者」を「抱え込む」メディアとしての

高田 篤（大阪大学）

ドイツの鏡に映る「日本の人権戦略」（コメント）

望田幸男

（同志社大学名誉教授）

企画の趣旨

広渡清吾

日本ドイツ学会が、2005 年に開催したシンポジウムのテーマ「ドイツ—戦後 60 年の肖像」は、ドイツの像を「戦後 60 年」の問題視角から描き出そうとしたものであった。そこでは、侵略戦争、ジェノサイド、民族の分断という過去のなかから、ドイツがどのような自己の相貌をつくりあげてきたかが議論された。今回のシンポジウムは、そのドイツを「ドイツ」以外のものとの関係つまり「他者との関係」から捉え返してみたい。

「他者との関係」は、様々なレベル、視角によって論じることが可能である。まず、「罪責」の問題から、ハンナ・アーレントによる「他者との関係」を思想的に論じよう。

それに続くふたつの報告では、より具体的に、ドイツの歴史に深く根ざした問題をとりあげる。ひとつは「ドイツとユダヤ人」の関係であり、戦後ドイツのなかで生きたユダヤ人の問題を探り、そこからどのようなドイツ像が見えてくるかを検討する。もうひとつの報告では、植民地「ナミビア」の問題が取り上げられる。第一次世界大戦までドイツの植

民地であったこの国では、ドイツ人によるジェノサイドが行われた。この加害と受難の歴史は、最近あらためて現実政治のアジェンダに加えられている。

最後に用意されるのは、「他者との関係」において、戦後ドイツがどのような体制を構築し、展開し、その中でどのような問題を抱え込んだのかを憲法論的に分析するものである。周知のように、ドイツ基本法は、ナチス・ドイツの過去を踏まえ、その第 1 条において「人間の尊厳は不可侵である」と規定している。これは、他国の多くの憲法が、冒頭で主権者を規定するのと大きく異なっている。人権は、他者性との関係において、鍵となる地位を占めるものであり、ドイツの憲法的立場の戦略性が問われる。

さらに、討論の幅を広げるために、「他者との関係」においてドイツとヨーロッパ、ドイツと日本の視角から問題を提起するコメントを用意する。